羽曳野市建設工事入札・契約制度改善検討委員会設置要綱

制　　定　平成１７年　４月　１日
最近改正　令和　５年　３月３１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、羽曳野市建設工事入札・契約制度改善検討委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　羽曳野市が発注する建設工事等の入札・契約制度について、改善すべき事項を検討し、一層の適正な運用を確保するため、羽曳野市建設工事入札・契約制度改善検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

２　委員会は、委員長(市長が指名した者)が主宰し、事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が行う。

３　委員会には、委員長が必要があると認めるときは、委員以外の参加を求めることができる。

（所掌事務）

第４条　委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1)　羽曳野市建設工事の入札制度改善策に関する検討。

(2)　羽曳野市建設工事の契約制度改善策に関する検討。

(3)　その他入札・契約制度の適正な運用の確保に必要な事項の検討

（事務局）

第５条　委員会の事務局は、契約検査課が行う。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附　則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(羽曳野市建設工事入札・契約制度検討委員会設置要綱の廃止)

2　羽曳野市建設工事入札・契約制度検討委員会設置要綱は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

委員長	市長が指名した者
委　員	総務部長、都市魅力部長、土木部長、下水道部長、都市開発部長、教育監、水道局長、総務部総務課長、都市魅力部農とみどり推進課長、土木部道路公園課長、下水道部下水道総務課長、下水道部下水道建設課長、都市開発部都市計画課長、都市開発部建築住宅課長、水道局総務課長、水道局工務課長